

第4節 保健・医療・福祉の情報提供の推進

1 医療機能に関する情報提供

【現状と課題】

医療法に定める医療機能情報提供制度により、県では、「あおり医療情報ネットワーク」のホームページで、医療機関の診療科、サービス内容、外国語やクレジットカードの対応、提供可能な在宅医療、薬局のサービス内容など、県民がよりよい医療を受けるために参考となる情報を提供しています。

また、がんについては、「青森県がん情報サービス」のホームページを開設して、医療機関情報、がんの知識、相談事例、患者団体などの情報提供を行っています。

【目標】

住民・患者、医療関係者が、必要なときに医療機能情報を得られる環境づくりを進めます。

【施策の方向と主な施策】

- (1) 「あおり医療情報ネットワーク」などにより、県民が必要とする医療機能情報を提供します。
(県)
- (2) 病院、診療所、助産所又は薬局は、医療を受ける者が必要な情報を得られるよう、県知事に報告した医療機能情報を閲覧できるようにします。(医療機関等)

<医療機能情報提供制度>

医療機関等の管理者に対し医療機能に関する一定の情報を都道府県知事へ報告することを義務づけ、都道府県は報告を受けた一定の情報を比較可能な形に整理し、インターネットなどにより、住民・患者が利用しやすい形で提供する制度。

提供される情報の内容は、診療科目等の基本情報から疾患ごとの手術件数、差額ベッド代等の費用まで幅広いものとなっています。

2 疾病事業ごとの各医療機能を担う医療機関の情報

【現状と課題】

患者・住民が、自ら、疾病の種類や病態にあったサービスを選択し、医療機関やその他の関係機関が連携を行うためには、それぞれの医療機関が担う医療機能に関する情報が必要です。

県では、「あおり医療情報ネットワーク」などにより、医療機関ごとの医療機能情報を提供していますが、医療連携体制も含めた情報提供を進める必要があります。

【目標】

住民・患者、医療関係者に対し、医療連携体制も含めた医療機能情報の提供を進めます。

【施策の方向と主な施策】

5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）及び5事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療）、在宅医療について、医療連携体制の構築に必要な医療機能を担う医療機関を把握し、個別医療機関名をホームページ等で公表します。（県）

3 保健・医療・福祉に関する情報共有

保健・医療・福祉サービスは多様化しており、県民が必要なサービスを適切に選択し、保健・医療・福祉関係者が連携してサービスを提供するためには、情報を入手し、利用できる体制を整備していく

ことが必要です。

また、診療内容や診断結果など、患者の診療情報等を関係機関が共有し、よりよい医療の提供や介護サービスの提供などに活かす取組が全国で始まっており、本県においても取組を進めていく必要があります。

(1) 県民が活用できるよう提供している情報

県では、県ホームページにおいて、保健・医療・福祉の分野に関する情報を随時提供しています。また、以下のように、体系的な情報提供や個別の情報提供システムによる情報提供を行っています。

【総合】

青森県保健・医療・福祉総合相談マニュアル	保健医療福祉の相談窓口等を紹介しています。
青森県保健・医療・福祉統計情報	本県における、保健・医療・福祉に関する統計情報を掲載しています。
青森県健康福祉関係施設名簿	本県の健康福祉関係施設を掲載しています。

【保健】

青森県結核・感染症情報ネット	結核及び感染症に関する各種情報を掲載しています。
青森県の食品衛生	食品の検査結果、食中毒発生状況などの情報を掲載しています。

【医療】

あおもり医療情報ネットワーク	医療機関の医療機能、薬局の機能、休日・夜間に診療可能な医療機関の情報を掲載しています。
青森県がん情報サービス	がんの予防、医療、統計、相談事例などがんについての情報を掲載しています。

【介護】

介護保険ホームページ	介護保険制度に関する情報を掲載しています。
------------	-----------------------

【福祉】

青森県バリアフリーマップ	地図や設備からバリアフリー施設の検索ができます。
障害者総合支援法ホームページ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に関連する情報を掲載しています。
のびのびすくすくホームページ	子育てを応援する様々な情報を掲載しています。

(2) 保健・医療・福祉関係者間で活用している情報システム

保健・医療・福祉関係者間では、各種サービスを効率的・効果的に県民に提供するための情報システムを活用しています。

(主な情報システム)

- 広域災害・救急医療情報システム
- 周産期医療情報システム
- 厚生労働省行政総合情報システム（W I S H）
- 福祉保健医療情報ネットワーク（W A M N E T）
- 感染症サーベイランスシステム（N E S I D）

【施策の方向と主な施策】

- (1) 保健・医療・福祉に関する情報提供を進め、活用できる体制を整備していきます。(県、市町村、保健・医療・福祉サービス提供者等)
- (2) 患者の診療情報等を関係機関が共有し、よりよい医療の提供や介護サービスの提供に活かす取組を進めていきます。(県、医療機関等)

4 医療提供施設における情報の電子化

【現状と課題】

病院、診療所における電子カルテシステムの導入が進んでいますが、医療情報の電子化を推進することにより、医療従事者間で患者データが共有、活用され、患者への適切な情報提供が行われるなど、診療の質の向上が図られます。また、医療コストの削減も期待できることから、医療機関の経営の健全化、効率化を図るための有効な手段であると考えられます。

一方、電子化された医療情報は、インターネットや外部ネットワークとの接続により漏洩する危険性があることから、セキュリティの確保が重要です。

電子カルテシステムの整備状況

区 分		病 院	一般診療所	歯科診療所
電子カルテシステム	導入済み（一部導入含む）	14(11)	155(123)	140(155)
	具体的導入予定あり	11(9)	23(48)	—
調査対象医療機関数		102(105)	903(938)	560(570)

(医療施設静態調査：平成23年) ()内は20年

【目 標】

医療における情報化の推進により、医療の質の向上や効率化等を目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 医療情報の電子化の推進

電子カルテシステムなどの医療の情報化推進により、医療安全の推進を含む医療の質の向上や効率化、患者への情報提供などの推進を図ります。(県、医療提供施設)

(2) 電子化された医療情報のセキュリティの徹底

個人の診療情報の漏洩防止のため、電子化された医療情報のセキュリティの徹底を図ります。
(医療提供施設)

【用語説明】

<電子カルテシステム>

従来、紙で保存していた診療情報や検査結果等を電子媒体（コンピュータ）により保存するシステム。